

廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付要綱

令和6年1月15日

告示第7号

改正 令和6年4月1日告示第61号

令和7年3月26日告示第50号

令和8年4月1日告示第123号

(趣旨)

第1条 市は、自転車を利用する市民の自転車用ヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の事故による負傷の軽減を図るため、予算の範囲内において、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車用ヘルメット 自転車乗車時に着用し、交通事故の衝撃及び転倒から頭部を保護する目的で製造された新品のもので、次のいずれかの安全認証を受けたものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 保護者 児童福祉法第6条（昭和22年法律第164号）に規定

する保護者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）

は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 奨励金申請日時時点で、本市に住民票を有する者又は市内の学校に在学し、若しくは市内の事業所に勤務し、市内で自転車を利用して
いる市外在住者
- (2) 購入日から起算して1年以内に申請された自転車用ヘルメットの
着用者であること。
- (3) 廿日市市暴力団排除条例（平成24年廿日市市条例2号）第2条
第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団員等ではな
いこと。
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 本市、国、他の地方公共団体その他団体による類似の補助金等を受
け、購入するものでないこと。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、自転車用ヘルメット購入費に2分の1を乗じて
得た額とし、3千円を限度とする。ただし、購入店舗等のクーポン券、
ポイント等を使用した場合は、その金額を購入費から除く。

2 前項に規定する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り
捨てた額とする。

3 奨励金の交付は、交付対象者1人につき自転車ヘルメット1個かつ
1回限りとする。

(交付の申請等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、自転車用ヘルメットを購入し、電子情報処理組織（市の機関の使用
に係る電子計算機とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機と
を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方
法により市長に申請しなければならない。ただし、市長が電子情報処
理組織を使用する方法により難いと認める場合は、廿日市市自転車用
ヘルメット着用促進奨励金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に

よることができる。

2 前項の規定による申請をする場合、次に掲げる書類等の画像データ又は写しを添付して、自転車用ヘルメットを購入した日から起算して6月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 自転車用ヘルメットの購入に係る領収書又はレシート（購入日、購入価格、商品名及びヘルメット販売事業者の店舗等で購入したことが確認できるもの）
- (2) 第2条に掲げる安全基準を満たしていることが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

3 交付対象者が本市に住所を有しない場合には、次に掲げる書類を添えて申請を行わせる。

- (1) 本人確認ができる公的機関発行の身分証明書の写し
- (2) 市内の学校に在学し、又は市内の事業所に勤務していることを証明する書類

4 交付対象者が未成年の場合又は同一住所で複数の交付対象者がある場合は、保護者又は同一住所の代表者が申請者となることができる。
（交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、奨励金の交付決定及び奨励金の額の確定又は不交付決定を行い、電子情報処理組織を使用する方法により、申請者に通知をするものとする。ただし、市長が電子情報処理組織を使用する方法により難しいと認める場合は、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付決定及び額の確定通知書（別記様式第2号）又は廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定及び額の確定をしたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る奨励金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から起算して15日以内に

その旨を記載した書面等を市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る奨励金の交付の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、奨励金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の事情が生じたとき、又は申請者が偽りその他不正の方法により奨励金の交付を受けたときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、電子情報処理組織を使用する方法により、申請者に通知をするものとする。ただし、市長が電子情報処理組織を使用する方法により難いと認める場合は、廿日市市自転車用ヘルメット着用促進奨励金交付決定取消通知書兼額確定取消通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、第7条の規定により申請者が申請を取下げた場合、又は前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取下げ、又は取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、申請者に対して期限を定めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 申請者は、前条の規定により、奨励金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る奨励金の受領の日（奨励金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領日とし、その日に受領した額が返還すべき額に達しないときは、これに達するまで順次さかのぼりそれぞれ受領した日）から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた奨励金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年1月15日告示第7号）

この告示は、令和6年2月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示61号）

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日告示50号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項の規定については、令和7年4月1日から適用する。

2 この要綱は、令和9年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に、この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に関しては、同日後も、なおその効力を有する。